

事務所通信

澤口会計事務所

1月号

2009年12月25日

小金井市東町4 - 38 - 27 2F

TEL 042-386-7080 FAX 042-386-7081

E-mail sawaguchi-kaikei@globe.ocn.ne.jp

税理士 澤口 豊

<はじめに>

今年最後の事務所通信です。1年間ありがとうございました。お蔭様で大過なく年末を迎えられそうです。

まだ年賀状ができていないのでそれが最後の大仕事になりそうです。ちなみに寒い時期の大掃除は身体にこたえるので暖かくなってからにしています(老人かっ！)。

皆様のお役に立てるよう来年もより一層努力していく所存ですのでよろしくお願い致します。

<相続税評価～金銭債権の取り扱い～>

相続税の財産評価の計算において、貸付金、売掛金、未収入金等の金銭債権の評価は、その返済されるべき金額に既経過利息を加算した合計額によります。ただし課税時期(相続発生日)において、その金銭債権の債務者について、手形の不渡り、会社更生手続きの開始決定、民事再生法の再生手続開始の決定、破産宣告などがある場合、その他その金銭債権の回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときは評価しなくてよいとされています。

個人企業などを経営している場合、代表者が会社にお金を貸しているケースはよくあることですが、会社の経営状況が芳しくなく貸付金の回収が果たしてできるのか、できるとしてもいつになるのかという事があります。最終的に回収できずに会社をたたんでしまうこともあり、それならば評価をせず、課税、納税を回避したいと思うことがあります。評価する・しないのポイントは「回収の可能性」です。「回収の可能性がない」と判断できれば評価しなくてよいのですが、客観的に判断するのがとても難しく裁判に発展することもあります。以下判例(概要)です。

・認められたケース(平成18年5月12日判決)

会社は大幅な債務超過の状態が相当期間続き、営業状態も大幅な赤字が続いていた。帳簿上、多額の不良資産もあり、資産状況、営業状況が飛躍的に改善される見込みはないと認められる。金融機関からの融資も受けられず、運転資金は被相続人に経常的に頼らざるを得ず、およそ正常な営業活動が行われている状況ではなく、危機的な状況と認められる。さらに課税時期において、会社を解散・清算し営業譲渡することが確実にあったので、貸付金に対する分配可能額で評価することは認められる。これにより貸付債権2億円を約3200万円で評価することが認められた。

・認められなかったケース(平成 15 年 7 月 1 日判決)

会社は毎期経常損失を計上し、債務超過(約 1 億 5 千万円)の状態が続いていたが、課税時期前後の業績は、5700 万円から 7600 万円の売上を計上し事業を継続している。相続開始前後においても金融機関から継続して新規融資を受けており、返済も滞りなく実行されている。以上より貸付債権 1 億 3000 万円はその回収が不可能又は著しく困難とはいえない。

相当な債務超過、経常的な赤字であったとしても事業を一定の状態に継続しているならば、将来の回収可能性がないと判断することは難しいと考えます。認められたケースと同様、解散、清算をして回収可能額を確定させることが有効な手段と考えます。

貸付金の放棄(債務免除)をすることで債権(相続財産)を消滅させてしまう方法、借入金を資本金へ振り替えることにより、債権を株式に変えることで評価額を減少させる方法などありますが、法人税など、他の税金等について検討する必要があるので実行する場合は慎重にする必要があります。

< にせ税理士 ~ 生物界にもいるんです ~ >

「にせ税理士にご注意」というのを目にしたことがあるでしょうか。国税庁のホームページから抜粋すると以下のよう呼びかけています。

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知した弁護士及び弁護士法人に限られています。その他の個人や法人が税理士業務を行うと、税理士法第 52 条違反として罰せられることとなります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。



にせ税理士の形態としては、元税理士事務所職員、経営コンサルタントなどでしょうか。ちなみに私はにせではありません(今さらかい)。時々にせ医者が逮捕されることがありますが、意外にも患者からの評判は良く、中には数十年も診療を続けていたという猛者もいたようです。税理士では考えられないような話です。

生物の世界にも「ニセ」を語るものがあります。正確には人間が名前を付けているのでその生物が自分で語っているわけではありませんけど。例えば、「ニセハナマオウカマキリ」。ニセとついていますがかなり格好いいです。「マオウ」が「ニセ」を凌駕しています。

「ニセチビマメコメツキ」。「チビ」に「マメ」をつけてしまうとはどれだけ小さいのかと思いますが、体長 1.5 mm ~ 1.8 mm でコメツキムシ科の中では最小のようです。コメツキムシと言えば子供のころ、ひっくり返すと元に戻ろうと高く跳ね上がるという生態を楽しんでいましたが、今でも見かけるとついひっくり返してしまいます。





「ニセ」以外にも「モドキ」「ダマシ」があります。例えば「アゲハモドキ」。見た目は殆どアゲハチョウですが実は蛾です。見分けるポイントは触角、くし歯状になっています。

「ニセクロホシテントウゴミムシダマシ」というのもいます。「ニセ」、「ゴミ」、「ダマシ」とそこまで言うかという感じの名前をつけられお気の毒ですし、憶えるのが大変です。

ちなみに「ゴミムシダマシ科」はありますが、「ゴミムシ科」はなく、ゴミムシは「オサムシ科」に属します。「ダマシ」の名前はついていますが、「ゴミムシダマシ」の方が「ゴミムシ」よりランクが上です。



< 1月の税務など >

・納期の特例の適用を受けている場合の7 - 12月分の源泉所得税の納付	納付期限	1月12日(火)
	又は	1月20日(水) (届出がある場合)
・12月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限	1月12日(火)
・11月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限	2月 1日(月)
・5月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限	2月 1日(月)
・消費税の年税額400万円超の2月、5月、8月決算法人の中間申告	申告期限	2月 1日(月)
・給与支払報告書の提出	提出期限	2月 1日(月)
・支払調書の提出	提出期限	2月 1日(月)
・給与所得者の扶養控除等申告書の提出	提出期限	本年最初の給与支払日の前日
・固定資産税の償却資産に関する申告	申告期限	2月 1日(月)
・個人の住民税の第4期分の納付		1月中において市町村の条例で定める日
・延納届出をしている労働保険料第3期分の納付	納付期限	2月 1日(月)

<あとかき>

9月に行った際は臨時休園日、11月に行った際は閉演時間間近により入園できずとことごとく入園を拒まれていた新宿御苑(よく調べて行かないからなんです)。先日ついに入園してきました。入園料は200円。昭和記念公園の400円、神代植物公園の500円と比べると半額以下。地価で考えれば一番高いのにお値打ちです。維持費、管轄機関の差でしょうか。仕事の合間、少しの時間だったので園内の南東部のみの散策でしたが、バラ、紅葉など楽しむことができました。この時期、気温は低いです、風がなく太陽が出ていれば昼間は暖かく感じます。シートを敷いて昼食をとっていた方々もいらっしゃいました。次回は時間をとってゆっくり見たいと思います。



水仙(ペーパーホワイト)